

東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱

平成24年1月1日
公社要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(以下「東京都措置要綱」という。)の趣旨に則り東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)が締結する売買、貸借、請負、委託その他の契約に関する契約(以下「公社契約等」という。)から、暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 有資格者 入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 二 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第二号に規定する暴力団をいう。
- 三 暴力団員 暴対法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 四 暴力団関係者 東京都暴力団排除条例第2条第1項第四号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(入札等排除措置等)

第3条 東京都住宅供給公社理事長(以下「理事長」という。)は、東京都が東京都措置要綱第5条に該当するとし、排除措置を行った者に対し、速やかに公社契約等から排除する措置(以下「入札等排除措置」という。)を行うものとする。入札等排除措置を解除する場合も同様とする。

- 2 暴力団関係者であることが判明した場合も、前項の規定と同様に入札等排除措置を行う。
- 3 前2項の規定は、入札等排除措置を受けている有資格者(以下「排除措置対象者」という。)を構成員として含む共同企業体についても適用する。

(有資格者の審査における排除)

第4条 理事長は、有資格者の審査に際し、入札等排除措置を受けている者の資格を認めないものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 理事長は、一般競争入札を行うに当たり、排除措置対象者の入札参加を認めないものとする。

- 2 理事長は、入札参加等を認めた者が契約締結までの間に入札等排除措置を受けたとき

は、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 第1項及び2項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 理事長は、第2項の規定により入札参加資格を取消したときは、排除措置対象者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 理事長は、指名競争入札を行うに当たり、排除措置対象者を指名しないものとする。

2 理事長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等排除措置を受けたときは、指名を取消し又は契約の締結を行わないこととする。

3 理事長は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、排除措置対象者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 理事長は、排除措置対象者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、排除措置対象者の所有する土地を公社の事業用地として買収する必要がある場合など、契約の目的及び内容から随意契約の相手方が排除措置対象者一者しかないと認められる場合を除く。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第8条 理事長は、契約の相手方が排除措置対象者を下請負人(二次下請以降のすべての下請負人を含む。)又は再受託者(二次受託以降のすべての受託者を含む。)とすることを認めないものとする。

2 理事長は、契約の相手方が排除措置対象者と認められる者を下請負人又は再受託者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除を求めることができる。

(公社契約等の解除)

第9条 理事長は、契約を行うに当たって、その相手方に対し、当該契約相手方及びその下請負人等が排除措置対象者に該当しないことを表明させ、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約させるものとする。

2 理事長は、契約締結後に当該契約相手方が、排除措置対象者に該当すること又は排除措置対象者を下請負人等としていたことが判明した場合は、当該契約を解除することができる。

3 前2項及び前条の規定は、排除措置対象者を構成員とする共同企業体についても適用する

(不当介入に対する措置)

第10条 理事長は、公社契約等の相手方に対し、当該契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに公社へ報告するとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 理事長は、公社契約等の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約等の相手方に指導を求めるものとする。

3 理事長は、公社契約等の相手方又は下請負人等が第1項及び2項の不当介入を受け、公社契約等の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、公社契約等の相手方が各項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

4 理事長は、公社契約等の相手方又は下請負人等が第1項及び2項の不当介入を受け警察への届出を行った場合、当公社が行う調査及び警察が行う捜査に協力するよう公社契約等の相手方又は下請負人等に対し、義務付けるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 本要綱の運用に当たっては、東京都関係部局、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

（入札等排除措置の通知等）

第12条 理事長は、第3条の規定により入札等排除措置を決定したときは、当該有資格者に遅滞なく通知するものとする。

（苦情申立て）

第13条 第12条に規定する措置決定に苦情がある者は、別記様式1により、理事長に対して、苦情を申し立てること（以下「苦情申立て」という。）ができる。

2 前項の申立ては、当該排除措置の通知を受領した日の翌日から起算して10日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）に行われなければならない。

3 理事長は、苦情申立てがあったときは、別記様式2により遅滞なく回答しなければならない。

4 理事長は、第2項の規定による苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその苦情申立てを却下することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、東京都措置要綱に

準じて、しかるべき措置を決定するものとする。

2 この要綱の運用にあたっては、東京都関係部局と密接な連携のもとに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

別記様式1（第13条第1項関係）

苦情申立書

別記様式2（第13条第3項関係）

回答書

年 月 日

東京都住宅供給公社
理 事 長 殿

(申立者の住所・商号等)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

苦 情 申 立 書

1 申立てに係る措置

2 申立ての趣旨及び理由

3 申立ての年月日

年 月 日

年 月 日

(申立者の住所・商号等)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

東京都住宅供給公社

理事長

印

回 答 書

1 申立てに係る措置

2 申立ての趣旨及び理由

3 2の主張に対する回答